

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊くろうど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2019

6

Vol.25

1 くろうどだより

3 通年採用拡大の方針で合意(経団連・大学)

2 平成30年度の重点監督の実施結果

4 届出等における署名押印等の取り扱いを変更

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

くろうどだより

早いもので元号が改まってひと月が過ぎました。

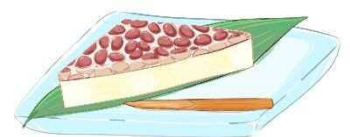
さて、突然ですが6月16日は和菓子の日らしいです。元々は、848年に仁明天皇がお菓子やお餅を神前に供え、厄除け健康招福を祈願した事から制定されたとのこと。

6月は別名水無月と言いますが、この名前を聞くと地元でこの時期に食べていた和菓子の"水無月"を思い浮かべます。小豆ののった三角形のういろうの和菓子で、旧暦の6月1日に暑気払いと一年の残り半分の無病息災を願い食べていました。

和菓子は季節を象ったものが多く作られます。今の時期であれば、鮎の解禁に合わせた"若鮎"や盛りの"紫陽花"を模したもの。またお正月であれば"花びら餅"、春は"桜餅"などなど挙げ始めるとキリがありません。

外は紫陽花・菖蒲そしてばうと花盛り。けれど何かとお天気がすぐれない梅雨のこの時期、お部屋の中でお皿の上のお花見をしてみるのもいいかもしれません。

(奥間)





「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果 平成 30 年度は約7割で法令違反

厚生労働省から、「平成 30 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果」が公表されました。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の使い捨てが疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる 8,494 事業場に対して集中的に実施されたものです（平成 30 年 11 月に実施）。そのポイントを確認しておきましょう。

……………「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果のポイント【平成 30 年度】……………

- ① 監督指導の実施事業場：8,494 事業場
このうち、5,714 事業場（全体の 67.3%）で労働基準関係法令違反あり
- ② 主な違反内容 [①のうち、是正勧告書を交付した事業場]
 - ・違法な時間外労働があったもの：2,802 事業場（全体の 33.0%）
 - ・賃金不払残業があったもの：463 事業場（全体の 5.5%）
 - ・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：948 事業場（全体の 11.2%）
- ③ 主な健康障害防止に係る指導の状況 [①のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
 - ・過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：4,932 事業場（全体の 58.1%）
このうち、時間外・休日労働を月 80 時間以内に削減するよう指導したもの：2,216 事業場（上記の事業場のうち 44.9%。全体では 26%）
 - ・労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：1,362 事業場（全体の 16.0%）



<監督指導事例> 機械器具製造業

- 1 労働者 4 名について、36 協定で定める上限時間（月 45 時間）を超えて、月 100 時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月 195 時間 30 分）が認められたことから、指導を実施した。
- 2 常時 50 人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、安全管理者、衛生管理者、産業医を選任しておらず、安全委員会及び衛生委員会を設けていなかったことから、指導を実施した。
- 3 ストレスチェックを実施していなかったことから、指導を実施した。

★上記で紹介した監督指導事例は極端な例かもしれませんが、「時間外・休日労働を月 80 時間以内に削減するよう指導した」という事例が数多く紹介されています。

月 80 時間を超える時間外・休日労働が常態化している場合、過労死のリスクが高くなり、また、大企業においては、改正労働基準法による時間外労働の上限規制に抵触するおそれもあります。

そのような働き方をしている社員がいれば、早急に改善する必要があるでしょう。そして、最終的には、限度時間（1 か月については 45 時間、年間 360 時間）以内までもっていけると安心ですね。長時間労働の削減の手法などについても、気軽にお問い合わせください。



6/10	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働保険の年度更新手続きの受付開始（～7/10） ● 5 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
7/1	<ul style="list-style-type: none"> ● 5 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 4 月決算法人の確定申告と納税・10 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 7 月・10 月・11 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

トビヨロズ 通年採用拡大の方針で合意(経団連・大学)

経団連(日本経済団体連合会)から、本年(2019年)4月末頃、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会/中間とりまとめと共同提言」の資料が公表されました。

……………「採用と大学教育の未来に関する産学協議会/中間とりまとめと共同提言」のポイント……………

経団連と国公立大学のトップで構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」では、2019年1月31日の第1回会合において3つの分科会を立ち上げ、延べ9回の分科会を開催してきました。

この度、産学協議会において中間的な取りまとめが行われ、共同提言がなされました。

その中で、最も注目を集めたのが、企業の採用についてです。

具体的には、次のように示されています。

Society5.0時代の雇用システムや採用のあり方—ジョブ型を含む複線的なシステムへの移行—

世界規模で激しくかつ不連続に変化する Society5.0 時代においては、これまでの新卒一括採用と企業内でのスキル養成を重視した雇用形態のみでは、企業の持続可能な成長やわが国の発展は困難となる。大学側の採用のあり方に関する意見も多様であるが、わが国の経済社会が大転換期を迎える中、学生の就職に対する意識も、時代の変化にあわせて、大きく変えていくことが求められる。

今後は、日本の長期にわたる雇用慣行となってきた新卒一括採用(メンバーシップ型採用)*¹に加え、ジョブ型雇用を念頭に置いた採用(以下、ジョブ型採用)*²も含め、学生個人の意志に応じた、複線的で多様な採用形態に、秩序をもって移行すべきである。

採用・選考活動の早期化や長期化は、学生が密度の濃い学修や海外留学も含む多様な体験活動を行う際の阻害要因となる。学生の学修経験時間の確保を前提に、学生の主体的な選択や学修意欲の向上に資する就職・採用方法と、時代の要請に合致した質の高い大学教育を、企業と大学の共通理解によって実現していく必要がある。

*1 新規卒業者を対象とし、採用日程・入社時期を統一し、学生のポテンシャルを重視した採用をいう。なお、現在でも卒業後3年以内は新卒扱いとするとの厚労省通達が存在するものの実質的に機能していないとの指摘がある。

*2 新卒、既卒を問わず、専門スキルを重視した通年での採用、また、留学生や海外留学経験者の採用をいう。

★ 通年採用が定着するのであれば、企業の採用活動も様変わりするかもしれません。
企業の採用担当者の業務の流れなども、見直す必要が出てきそうですね。

● 2019年3月の福山公共職業安定所管内の雇用失業情勢

2019(令和元)年5月号を加工して作成

- 有効求人倍率は2.02倍で、前年同月比0.08ポイント上昇。
 - ・ 月間有効求人数は13,438人で、前月比0.5%増加。前年同月比0.1%増加。
 - ・ 月間有効求職者数は6,650人で、前月比2.1%増加。前年同月比4.0%減少。
- 新規求人倍率は2.96倍で、前年同月比0.46ポイント上昇
 - ・ 新規求人数は4,521人で、前月比2.0%減少。前年同月比6.0%増加。
 - ・ 新規求職申込件数は、1,528人で、前月比5.9%増加。前年同月比10.3%減少。
- 就職件数は523人で、前月比2.8%増加。前年同月比15.0%減少。

トビヨロズ 届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いを変更(日本年金機構)

日本年金機構から、本年(2019年)4月の末頃に、「【事業主の皆様へ】届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いの変更について」というお知らせがありました。その内容を紹介します。

.....届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いの変更.....

●遡及した届出等における添付書類の廃止

次の表の①～④に該当する場合に、届出の事実関係を確認する書類として添付を求めていた「賃金台帳の写し及び出勤簿の写し」(被保険者が法人の役員である場合は、取締役会の議事録等)の確認書類について、今後は、事業所調査実施時に確認を行うため、届出時の添付が不要とされました。

<確認書類の添付が不要となる対象届書及びケース>

	届書名称	添付を求めていたケース
①	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 厚生年金保険70歳以上被用者該当届	資格取得年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
②	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 厚生年金保険70歳以上被用者不該当届	資格喪失年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
③	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届 厚生年金	改定年月の初日(1日)が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
④	保険70歳以上被用者月額変更届	改定後の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額から5等級以上引き下がる場合

※上記の届書の該当ケース以外は、引き続き届出時の確認書類の添付が必要

●被保険者本人の署名・押印等の省略

次の表の①～④の届書等における被保険者本人の署名(または押印)について、事業主が、被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に、「届出意思確認済み」と記載した場合は、被保険者本人の署名または押印を省略することが可能とされました。(注)

また、電子申請及び電子媒体による届出においては、事業主が、被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に「届出意思確認済み」と記載した場合、委任状を省略することが可能とされました。

(注) 被保険者本人の署名(または押印)が省略となった場合でも、届書等の氏名欄の記入は必要。届出の際は、住民票に登録されている氏名を記入した上で、提出する必要がある。

<本人署名・押印等の省略対象の届書等>

	届書名称
①	健康保険被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届
②	年金手帳再交付申請書
③	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届(申出の場合)
④	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届(終了の場合)



※上記の届書以外は、届出時に引き続き申請者本人の署名・押印等が必要

★これは、「行政手続コスト」削減を目指して実施されたものです。今後も、このような簡略化が次々に行われるかもしれませんね。このような情報も適時お伝えします。

読者の皆さまへ

- ①皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。随時お寄せ下さい。
- ②ニュースレターの内容を無断で複写・転載することは著作権の侵害となります。くれぐれもおやめください。
- ③ニュースレターで取り上げた内容は、直面した事実をありのままに記載しているのであって、個人や団体を誹謗中傷するものではないです。誤解のないようお願いいたします。

クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

TEL 084-983-1198 e-mail info@kuroudo-sr.com